講演

機械の相のもとでの法

アルノ・バルッツィ
鎌田康男訳

I　機械化

近代初頭から、あらゆる生活領域に機械（Maschine）がどんどん入り込んできているのが認められます。まず労働機械を所有し、のちに情報機械を所有することになったのです。これらの二つの機械は、何（was）を生産するかということに因って区別されます。つまり、労働機械では労働を、他方情報機械では情報を生産するという区別です。[1] しかし私は、機械が実現するもの（was）ではなく、何かあるもの、つまり労働なり情報なりを実現する仕方（wie）についてよく考えることが大切であると思います。〔即ち、機械が入ってくることによって〕労働や情報は今より良く、つまりより速く行なわれることになりました。機械において大切なのは、高速化〔スピード・アップ〕ということです。機械化とは、高速化の一方法なのです。そこで私達が最終的に気付くのは何でしょうか。私達が認めることは、すべてのものが一層速く運動するようになる、ということです。それがすべてのものをますます結び合せ〔拘束し〕てゆくのが顕著に認められます。ことに交通機械（Verkehrsmaschine）に見られることですが、そのうちで最も速いのが結局情報機械なのです。私達はそのような高速化の運動に出会うとき、その運動がすべてのものを互いに連関させること、つまり機械が完全な関係化を意味するものであることを知ることができます。そういう訳で機械は関係性のシステム[2]と名付けられま

す。その場合機械とその運動とは、あらゆるものを互いに結び会わせ、媒介（vermitteln）するのです。媒介とは、ここでは関係性と同義語であるといえましょう。

II　機械、すなわち実現可能性

さて私が、人間は機械の相のもとで生きている、と申し上げるにあたって念頭に置いているのは、人間が機械に目を向けていること、つまり機械が人間を魅了するものであることを認め、また生活の手段として、生活を媒介〔しつつ生活連関の全体を実現〕するものとして機械が気に入っている、ということです。機械というあり方の中に、人間が世界で実現できるものと、その実現法方とが示されるのです。機械は作る行為（machen）、私達の言い方によれば実現可能性（Machbarkeit）[3]の〔実現可能性という考え方・あり方がどれほど浸透しているかを示す〕指標となるのです。人間は機械を作り、かくして実現可能性を証明します。これは、今や力〔権力〕の新しい形式なのです。機械は、実現可能性という新しい力なのです。機械は、今やいよいよ増長し、先へ先へと駆り立てる、それゆえに最高の力です。その力は実現可能性の能力、可能性、自由を内に含んでいるゆえに、絶対の力そのものなのです。

機械の相の下における人間〔という言葉〕の意味するのは、人間が実現可能性の力の中で考え、生きる、ということです。この実現可能性の力は、自然、社会科学の場合に見出されるような、思考あるいは科学の原則の内に反映しています。本論で実現可能性の原則と呼ぶような原則は[4]、ガリレイにおいて彼の科学の原則として直裁に表現されています。即ち、「計量可能なものすべてを計量し、まだ計量可能でないものは、計量可能にする（machen）こと」。この文の後半、「計量可能にすること」というくだりに実現可能性の問題が反映されていると思うのです。

更に私達の知っているもう一つの、ホッブスによって表明された原則があります。"ubi generatio nulla, ibi philosophia nulla intelligitur."[5] 通常は次のように縮めて訳されます。「人間は、自分の作る（machen）ものだけ理解する。」私がこの文を理解するところでは、科学と知一般とにとっての実現可能性の原則として私達が表明することのできるものが、この中に込められているのです。即ち、「知ることのできるものはすべて知り、まだ知ることのできないものは、知ることができるようにする（machen）こと」[6]というものです。最後には、ヘルマン・シュミットが一九四一年に表明したあるサイバネティクスの原則があります。「制御可能なものはすべて制御し、制御可能でないものは制御可能にする（machen）こと。」実現可能性の原則は

このようにさまざまな仕方で、近世初頭には自然科学の、近世末にはサイバネティクスの原則として言い表わされたのです。

人間について、思考について、そしてここで殊に、機械の相の下における法について語るときに念頭に置いているのは次のことであります。第一には機械があらゆるところに投入されており、すべての生活領域が、また世界が機械化されている、ということもありますが、それよりもむしろ第二に、機械が思考、生活、存在の原理となる、ということなのです。機械が力を発揮するのです。機械が示すのは、力とは何かということ〔力の本質〕、つまり無限とも思われるほどに充溢した実現可能性なのです。第三に、人間は今や実現可能性の精神に則って生きかつ考えるのであり、実現可能性の原理を築き上げて、これを絶えず拡大しようと努めるのです。かくして世界が作られたものと考えられるに至ったとき、実現可能性の原則によって考えかつ生きた成果だけが問題となってきます。第四に機械の相の下における法の意味するところは、さしあたっては、情報機械が法の領域に投入され、法が機械の助けによって生産される、ということでもありますが、それ以上に、法自身の内に実現可能性の原則がいきわたっている、ということなのです。このことはいわゆる法制化（Verrechtlichung）[7]の過程に見られます。ここで念頭に置いているのは、特に法において〔主張される〕実現可能性への請求権（Anspruch）であり、それは機械の助けを借りてのことですが、特に法は作ることができるものだ、ということに信頼して「社会の全面的な公平」[8]を製造するということに尽きるのです。

Ⅲ　法制化

本来は法を法律において定義することが問題であるのに、法律化（Vergesetzlichung）といわずに法制化ということは一考に値します。もっともこれにはただちに次のように答えることができます。即ち法制化が主として意味するところは、いまやありとあらゆる事柄において、人間は権利主張を行ない、自己の生活関係を法〔権利〕関係として秩序づけているということです。法制化という言葉には本質的に、請求権としての法〔権利〕[9]の思想が潜んでいるのです。

一、永遠の相と人間性の相とのもとでの法

法制化ということをそれ自身の次元で検討して、そこでも実現可能性の原則がいきわたっていることを認める前に、本論の標題「機械の相のもとでの法」と、従来の哲学の標題との関連について簡潔に検討してみましょう。それは、今もなお忘れられない標題であり、私の標題「機械の相のもとでの思考、ないし法」〔一九七三年に *Mensch und Maschine : Das Denken*

sub specie machinae『人間と機械・機械の相のもとでの思考』という著書が発表されている〕という標題を作り出すきっかけとなったものであるといってもよいのです。それは、「永遠の相のもとで」と「人間性の相のもとで」という言い回しです。これらの標題は、古典的、および形而上学的といえるような思考に属しておりますが、それによれば古典的な哲学は永遠の相のもとでの思考であり、近世哲学は人間性の相のもとでの思考であるといえます。このことは、それぞれの哲学の根本的な問いを手引きに明らかにすることもできます。その場合、古典的な哲学については存在への問い[10]、近代の哲学については人間への問いを挙げることができます。「人間とは何か」〔という問い〕は、カントによれば哲学のすべての問いを要約する問いであります[11]。

法についていえば、古典的、ないし形而上学的な哲学には自然法をあてはめることができます。それは、おそらくトマス・アキナス[12]において一番その良さが現われているような自然法の哲学であり、自然法の時代であります。トマスはまた、人間と法とを超越した形而上学的な秩序の原点を最もよく言い表わしたのであり、それもまさに、すでに燻っており、近世になって顕かなものとなった次のような法理解、即ち法とは請求権を意味するという法理解を見据えていたのです。法は、〔権利としての法と見なされる場合、〕請求権なのです。トマス・アキナスの自然法に関すり根本概念は権利としての法（ius）でなく、秩序としての法（lex）であり、正確には永久法（lex aeterna）[13]です。永久法に対しては近世には人権としての人間法（ius humanum）が対立しますが、この人間法〔人権〕は古典時代、或はスコラで行なわれた神法（ius divinum）から人法（ius humanum）に及ぶ法の分類に於けるのとはまったく異るものと解されるべきです。

今は権利法（ius）と秩序法（lex）、神法と人法ないし人権とのあまりに細かい区別の問題[14]にではなく、むしろ古典的な、永遠の相のもとでの思考と法、および近世の人間の相のもとでの思考と法との違いに立ち入ってみることにしましょう。この違いは、自然法（Naturrecht）の時代と人権（Menschenrecht）の時代とに分けてみれば解ることです。結論を申せば、自然法について語ることが近世以降ある意味では全然できなくなり、代わりに思考と法とにおいて、すべてのものが今や人間へ、人間への問いへ、人間に関する法〔権利〕へと移行していったということです。このことをもっとも良く認識し、言い表わしたのは、おそらく法哲学の序に次のように書いたヘーゲルでしょう。「法律（Rechtsgesetz）は定め（setzen）られたもの、人に

由来するものである。」人間は今や、「自己の内に何が法〔権利〕であるか、ということに就いての基準」を有する。[15] この意味において私は人権について語るのであり、一八世紀の人権宣言を人間の定めた法律とみなし、自然〔法〕に由来する法律とは見なさないのであります。そこで重大なのは、法が定められ、法が実定化されるということです。権利法への要求が最初にあらわになるのは、法の実定化においてなのです。このことに関して、機械の相のもとでの法を問題とするなら、どのようなものになるでしょうか。

二、法の規範化

法制化が行なわれ、自然法〔則〕(Naturgesetz) から法律(Rechtsgesetz)へ、請求権としての法へと移行するなら、そのときには機械の相のもとでの法が実現しているのです。この機械の相のもとでの法の全体の規模は、三つの視角から捉えることができます。[16]

(1)ますます多くの生活領域に法規範が浸透し、支配するようになっています。それらの生活領域は、法によって定義づけられるのです。法は、生活領域を本質的に規定するもので、法の遍在性ということができます。ここから(機械の相のもとでの)法の原則を表明することができます。「まだ法制化されていないものは、法制化、つまり法の適用を受けられるようにする(machen)ことができ、またそのようにしなければならない。まだ法的な規範の適用できないものについては、法的な規範が適用されるようにする(machen)べきである。」ここにおいて法制化のうちに実現可能性の原理を認めるのです。

(2)本質的なことは、ほかの現存の規範と並んで法規範も存在するというのではなく、道徳規範のようなまだ現存しているほかの規範までもが法規範と変形され、止揚されるべきである、ということです。法規範はよりすぐれた規範なのです。何故なら、法規範こそが本来の規範だからです。法規範には道徳規範に(ほとんど)ない特長があります。即ち、法規範は可変的である、ということです。これは実定化された法の特長です。人間が自分で定めた法は、また別様に定める、定め直すことができるのです。これは法の自由に属することで、ヘーゲルも、「法は現実的なものとなった自由の王国である」と言っています。[17]

(3)法制化にはいわゆる法の細分化(Ausdifferenzierung)[18]が含まれています。この細分化にこそ、法制化の過程の本質的なものが認められます。(私は細分化という概念が同語反復のようで、気に入りません。と言うのは、分化(Differenzierung)という語の意味するのがすでに、何者かをその部分に分解する、ないし分割という仕方で進んでゆく、ということだからです。)法における分化に様々な

レベルがあるのが認められます。第一に、今日の実定化された法体系にあっても依然として普遍的な、すべて〔の法〕を超える法の原則が存在するということです。この法の原則は、自然法的に解することもできます。しかし、（かつてヘーゲルが意図した意味において）自然法が法律へ移行するならば、すでに法の細分化が起こっているのです。このヘーゲルの考えは、今日でもなお問題となっていることでありまして、最高の法規範、憲法規範といったものまでをも自然法的に見、法の実現可能性のレベルで見ることはしない場合です。

これに対応するのは、今日のドイツ連邦共和国の基本法〔基本法律〕（Grundgesetz）と、その最高の規範とを、法規範としてではなく、多かれ少なかれ倫理的・政治的規範[19]としてみるような考え方です。いわば人間の尊厳に関する第一条などの場合です。ここで、以下の、当面は低次の法律や、ことに最高司法機関の判決による法律解釈にあっては基本法において曖昧な、道徳的・政治的な規範に留まっているものを、低次の法律ないし判決において明瞭に定義された規範、即ち法規範になるよう努めなければならないのです。そのため、低次の法律という言い回しは誤解を招くものとなります。何故なら本来、低次の法律にしてはじめて、基本法に漠然といわれていることを現実的に、従って〔基本法にいわれること〕以上のことを言うからです。低次の法律は何かを現実に即して言い表わし、法を実定化するゆえに、それどころか時として倫理的・政治的な規範を法規範にする（machen）ゆえに、本来の法規範なのです。そのような実現可能性というあり方が、法としては過大評価するべきでないはずのいわゆる低次の法規範における実現可能性なのです。もっと強調して言うならば、「基本法と、そこに表明されていて、実定化された人権というべき基本権（Grundrechte）とは、それ自身まだ本当の法、つまり請求権として明確に定義された法ではないのです。法と基本法とに含まれるものは、まず法律と判決とによって定義づけられねばならないのです。

三、規範化、即ち定義と根拠付け

法制化において法（Recht）は厳密に規定されます。第一に請求の権利（Recht）であり、第二に法律における正義（Recht）です。それゆえに、法律化ということもできます。法制化とは、法の実定化のことですが、その場合、実定化はいつまでも限りなく進みます。法の思考を支配しているのは、先へ先へと進んでゆき、分化の過程で決して留まることのない運動のように思われます。法の新たな可能性を模索しても、ほかの規範を法規範に定め直しても、現存の法をいっそう規範化しても、常に規範化が更に進んで厳密かつ完全になるということが問題なのです。法制化の目差すところは、法の完全な規範化です。機

械技術にあって完全な規範〔規格〕化が達成されると、自動操作（Automation）といいます。自動機械とは、完全に規格化された機械のことです。完全な規格化に関して言えば、法制化とは、機械の相のもとでの法〔というあり方〕のことです。

実定化された法は、定義された法と呼ばれます。この意味において、法制化するということは、まさしく定義するということでもあるのです。先に注目した法制化の三つのステップは、定義の行程として段階的に分類することができます。そうすると、自然法から実定法への移行は、法の定義付け〔の過程〕と解されます。法はより正確に規定されます。そのようにして法ははじめて法として定義されるのだ、ともいえます。それに対して、実定化されていない人権（Menschenrechte）（或はドイツの場合、基本法において基本権へと実定化されていない人権）は、ほとんど、或は全然定義されていないのです。このような法と定義との関連は、道徳規範が法規範へと定め替えられる場合にも認められます。ここでも定義が問題なのだということが分かります。それは、ある事柄が精密に、つまりこの場合は、法として規定されるからです。法制化は結局二種類の定義のプロセスと見なすことができます。まず、第一に定義の度合いの少ない道徳規範からより多く定義された法規範への移行、第二に、更に法の内部で（自然法のように）規範の度合の少ない規範からより正確に定義された法規範への移行です。そうしますと、いわゆる法の細分化とは結局定義を完成することであると見なすこともできます。法制化は定義という出来事なのです。技術と科学とが実現可能性の原則によって、定義という出来事が如何に広く深いところまで及んでいるかを示そうとも、法は法制化として、人間が定義遂行によって達することのできる最大の可能性を示すのです。法における定義は重大かつ完全なものと考えられますが、そこでは定義が根拠付けと手を携えてゆくからです。〔法の領域では〕他の領域では殆ど見られぬような定義の過程があります。そのすべてのステップ、すべての行程でいわば定義の連鎖を形成することで自らを保全するのです。この連鎖は法を定義し、その時にこの定義は法を〔規定しつつその本来のあり方へともたらすことにより〕根拠づけるのです。

完全な根拠付けの連関がある訳ですが、それは例えばドイツ連邦共和国の基本法による現在のドイツ法体系に見られます。この場合、基本法という名称が言い表わしているのは、まさに、これに続くあらゆる法規範化の基本となる法規範が定義されているということなのです。定義遂行は、基本法といった根拠に依って立つことにより、自ら〔定義遂行〕自身を定義するのだといえます。それどころかこの根拠付けのシステムによって、現存の体系のうちで第一の、ないし、究極的な根拠付け（Erst-

begründng, Letztbegründung）へと導くような定義の可能性を獲得したのだと主張できます。第一の、ないし究極的な根拠付けということは、周知のようにまさに近世、殊にごく最近に特徴的な哲学的思考の理想であります。基本法に根拠をおく法体系をそのように理解いたしますと、それは他のいかなる定義、或は根拠付けの領域においても達成されないようなしっかりとした、揺るがぬ基礎（fundamentum inconcussum）となるのです。この意味では、法は定義あるいは根拠付けの成功例であります。否、ここにいま述べたような、基本法における最終的根拠付けは、定義の最高の可能性なのです。

但しここで、根拠の構造を更に探究することもできます。そうしますと基本法の中で更に根本権が根拠になっており、更に人間の尊厳や、人間の尊厳の〔に基づく〕国家、結局〔ドイツ基本法では〕第一条および第二十条が、これ以上遡ることのできぬ根拠となっているのです。基本法と国家、法と人間とは、最終的には人間の尊厳という基礎の上にたっているのです。これはどういうことなのでしょうか。哲学的には、ここで初めて反省作業が始まることができますし、また始めなければなりません。根拠は絶えず新たに探究しなければならないからです。われわれは人間の尊厳という根拠から法的権利を根拠づけます。しかし人間の尊厳自身は常に、全体として規定されぬまま

です。というのは、定義され、規範〔規格〕化されうる人間など存在しないからです。但し、機械の相のもとでの人間として見るならば別です。人間の尊厳に関して重大なことは、私達があらゆる規定、定義、判決、根拠付け、規範〔規格〕化を超えて、〔それらに解消されない〕別の人間であり続けるかどうか、ということであります。

Ⅳ　法――人間の規範か、機械の規範〔格〕か？

一、コンピューター機械による法のモデル化

私達は、あらゆる生活領域に機械を投入しています。機械の操業は労働、交通、情報、そして今や法にも及んでいます。そういう訳で、コンピューターに支えられた法は、機械に支持された他のあらゆるものと同格と考えられます。即ち、進行過程、速度が改善されるということです。法律の全体は機械によって一層良く、そしてただ機械によってのみ視野に捉えることができるのです。そのように機械の相のもとでの法が成立するのです。

判決を下すべき訴訟事件では、裁判官の知識や理性に頼ることがなくなってきております。裁判官は常に次のような困難、つまり第一に具体的な人間に関わる個別の事件を、法律というこれに比べて抽象的で一般的なものと比較するというときの困難、第二に、法とはそもそも何かという、実定的法律〔の

枠〕を超えてしまう問題も考えるというときの困難に直面しているのです。〔その場合に〕裁判官は機械、つまりコンピューターを利用して、それぞれの個別の事件を一般的な行為図式〔として構成された〕事例[20]にあてはまるように調整することができるのです。ここでは機械は個別のものを、起りうる個別の事例のあらゆる可能性と比較しながら規定するのに役立ちます。規定は比較によって行なわれます。この比較は更にありとあらゆる個別の事件を比較参照して、互いに調整し、区別し合う、ということなのです。すべてのものがすべてのものとの関係に持ち込まれ、個別的なものは関係化されます。ここに見られるのがモデル化ということであり、関係化はモデル化のことであると言うことができます。

モデル化することは結局定義することです。その場合個別の事件を規定する仕方は個別的なものがモデル事例にどのように関係づけられるかにかかっております。個別的なものの規定はそれ故〔この〕個別的なものに適用されるモデルによって決まってしまいます。そのためモデルはモデル事例(Modellfall)あるいは標準事例(Leitfall)と呼ばれます。この場合個人としての人間に対して「〔この者はこれこれの罪過があると〕頭ごなしに言い渡す」(カテゴレイン〔*κατεγορεω*〕)基準、古典的意味での範疇〔カテゴリー〕にあたるのは〔関係という概念〕なのです。「関係」の範疇は、思考の主要範疇になります。この範疇によって事情聴取(vernehmen)が行なわれ、この範疇が理性(Vernunft)〔本質的なものを聴き取る(vernehmen)能力〕を、ここでは裁判官の理性〔聴取能力〕を規定するのです。関係〔という範疇によって〕判決がなされ、言い渡されるのです。今や法律に照らして何が個人の罪過、過失であるかを頭ごなしに言い渡す(カテゴレイン)のではなく、個人は機械がありとあらゆる事例から予め構成したモデル事例を基準に判定されることになるのです。機械のおかげで広範な討議を行なうチャンスが生じているように思われます。即ちどの事件についても、ありとあらゆる事例と比較し尽くし、部分を全体に、個別のものを一般的なものに即して検討し、一般的なものから全体を調整し、規定し、定義する、というチャンスです。機械はここに至ってついにプラトン以来全体への洞察としてのイデアが達成すべきであった課題をやり遂げるように見えます。周知のようにプラトンは、哲学者にさえそのようなイデア洞察と理性〔聴取能力〕とが備わっていることを疑っており、人間にあらゆるイデアを超えたノモス〔法〕に従うようにと命じたのです。[21] 私達には今日、つまり近世の機械の発達が起こって以来、ついにより多くの理性〔聴取能力〕、正義についての洞察を与え、個々の事件〔について〕の正義から抜け出して社会の全体的正義へと

導くような、あの理性を持つ可能性が出てきたのでしょうか。

コンピューターと機械とが実現する関係化は、正義を完全な関係性として規定します。これはモデル化された、ないしはモデルによって定義された関係性なのです。標準事例、ないしモデル事例として規定された事件は、あらゆる個々の事件を定義します。標準事例は定義〔するため〕のモデルであり、これを使って〔初めて〕個別のものをそれぞれ個別のものとして規定するのです。このようにして個別のものを正しく評価できるかは、疑問です。というのは、個別のものをモデル、つまりモデル化された個別との関係において規定してしまうからです。そのように言ってよいでしょう。そういう訳で、個物としての個物というものは、存在しません。人間の個々の事件の〔かけがえのない〕唯一性などは初めから排除され、度外視されてしまうのです。私達が聴き取るのは、モデルの事例です。このようにコンピューターの助けを借りて訴訟事件を考える仕方は、ホッブスの、あの近代的な原則と比べることができます。その原則とは、「人間が理解するのは、自分で作るものだけである」、言い換えれば「人間は理解するためには、予め作って置かねばならない」ということです。

〔予め〕構成するものは、法の場合は標準事例あるいはモデル事例であります。モデル事例が構成されたときに初めて、個々の事件が認識される、言い換えれば個々のものに対する理性〔聴取能力〕を得たことになるのです。理解するためにはモデル化〔を遂行〕しなければなりません。聴取する〔理性を持つ〕ためにはモデルを定義しなければなりません。あるいは更に簡潔に、〔単に〕定義しなければなりません。前もって規定し、定義したものだけを聴き取る〔ための理性を有する〕のです。理性は、理性〔自身〕が前もって定義されるときは、換言すれば理性が何を規定するかを割り当ててもらうか、あるいは自分で割り当てようと意志するときにのみ、定義遂行という意味〔仕方〕で聴き取ることができるのです。それが標準事例〔というもの〕なのです。理性は、モデル化する理性〔聴取能力〕として働きます。聴き取られるのは結局〔理性が自ら定義した〕モデル自身なのです。

二、法、経済および技術

法機械は、すでに長らく知られているほかの労働、乃至情報機械と同様に信頼性があり、迅速に働きます。私はこの二つの契機をも、先の定義と基礎付けという契機とならんで強調したいのです。何故なら、〔この二つの契機によって〕法、あるいは法の領域は経済と技術およびその機械と同種のものとなっているからです。法機械は経済、技術、更に科学と同じように作動します。そこでは〔ものが〕生産され、生産が信頼でき、い

よいよ早くなるよう気を配ります。法の場合でも、まさにこの点が大切なのです。このような包括的かつ広義の法の機械は、いよいよたくさんの法を生産します。そのように法は作動して、殆ど停止することがありません。法の作動は、自律化してゆきます。すでに長らく技術や経済〔の領域〕で話題になっている、例えば私達が支配されている巨大構造といった問題が、まったく同様に法の領域にも起こってきます。機械は回り、私達もついて回るのです。作動している生産を切替えたり、ましてや止めたりすることは、不可能となっていくように思われます。

さて、法の作動は例えば科学、技術、経済の作動といったものとはまったく別な見方をしなければならないと思われる向きもありましょう。法こそが経済、技術、科学に介入し、規範を与えることができる、そしてこのことが私達人間の理解する法〔正義〕というものなのだ、と。しかし、まさにこのようなことが法にかかわる出来事として起こることはほとんどないのです。経済や技術に関する最高法延の判決を調べるならば、法の判決の水準は専ら経済や技術の水準に呼応するものである、ということを認めざるをえません。このことは、まったく文字通りに理解されるべきです。規範化にあたっては「技術の水準」に対応するもの、「企業の運営能力」[22]を脅かさないものだけを要求するのが正当である、と判決文にいわれております。他にも同様の、又は類似の表現を引用することもできます。結局法的に言い表わされているのは、関係性という法の最高原則、慎重な考量という方法によって決定すべきである、ということです。そうしますと正義は公平と同義となり、訴訟当事者の関係〔に基づく比率分配〕、そして最終的には公共の福祉が究極的な根拠として示されるのです。一般条項、公共の福祉論、無規定な法概念[23]、これは一方では法学者自身から批判され、不満が表明されていますが、他方で、包括的で実際に社会全体に関わるような訴訟事件の場合にも、それ以上正確なことはどこでも知らされることがありません。一般条項等は、法は規範化において定義されるという上記のテーゼとは裏腹に、ここでは何一つ定義されず、すべては未決定のままでありながら技術水準とか経済的な〔見地から見た〕要求の正当性といった表現が使われております。これらの表現が何のことかをいえる人は殆どいない、ないしは言えたとしても、殊に経済や技術にあっては、経済的、技術的な発展についての予測を立てたがために、一層厳しい、つまり定義され、干渉度の大きい判決が下されるような可能性は避けようとするでしょう。機械は回り、法も巧みについて回ります。法はほとんどブレーキにはなりません。法の与える規範はどうやら機械の相のもとでの思考と生

活との規範と殆ど違わないものです。今日では技術と経済とが法を本当に規定するものであって、その逆ではないことを認めねばなりません。法がありとあらゆるものの最高の規範であると主張していても、ここに至っては法がそもそも規範を与えるものかどうかは疑わしいものです。法は機械というあり方自身の規範であり、それが更に昂じてくるのは明らかです。法は結局機械のほうを正しいとしてしまいます。この場合、機械とは狭義には機械技術のことですが、私達が広範囲に考えてきたような意味でも解するべきです。法は人間の機械的な作動〔運動〕に相当します。その場合次の問題を区別できます。

一、機械というあり方（経済と技術）に従う法は、この〔経済と技術との〕領域を越超しているのではなく、機械の領域に留まっています。

二、しかし法はやはりそれ以上であり、他の領域よりも多くのものを人間に課そうとします。法は、より多く規範化しようとし、殊に他の領域をもいっしょに規範化しようとします。法は定義し、根拠づけようと努め、それどころか他には見られないような仕方で究極的根拠付けをやろうとします。最高司法機関の判決にあっては、先に述べたような、殊に根拠付けの連鎖を伴なう憲法にかかわる判決である場合、〔その連鎖の〕第一の根拠が顕かになるものです。しかし、法が経済や技術という他の領域に規範を与えるのかどうかということは、まさ疑問となるところです。それどころか法は、他のあらゆる領域以上に、規範化、定義、根拠付け、詰まるところは実現可能性に魅了されているために、他の領域よりも一層機械の相のもとにある、ということもありうるのです。

三、技術、あるいはまた科学の高く掲げる目標は、信頼性です。これは法にあっては安全保障（Sicherheit）が対応します。私達の安全は、法によって保障されるのです。法による安全保障は、様々な法の段階を通じて、きわめて単純な法律から憲法に収められた最高の法律〔基本法〕にまで、あるいは区裁判所（Amtsgericht）から最高審、更に最後には連邦憲法裁判所にまで及んでいます。かくして法は、生活における信頼性を求め、用いる機械を作動させる場合の信頼性を追及するあらゆる他の領域を凌駕しています。法は、もっとも信頼性の高い機械です。法は、本質的に法の保障する安全性によってなりたっています。この安全性は、二つの見方ができます。第一に私達はあらゆる生活の出来事に法規範を求め、生活の安全を法〔権利〕によって保障しようとします。第二に、単純な法律から最高の法律、簡単な裁判所から最高の裁判所まで跨がっている法手続きの過程にあって、どこかで、いつかは安全が法的に保障される判決が下されるのだという確証を得ているのです。法〔権利〕

はいかなる出来事に対しても安全を保障するのです。法〔権利〕によって自己保障〔自らの安全を保障して、その安全について確信を持つこと〕というまさしく絶対的な土台に立つのです。まさにこのことのうちに、機械の原理が特別な仕方で行き渡っているのが見られます。機械技術の至上命令は信頼性ですが、機械が複雑になるにしたがい、だんだんと問題になってきます。〔そのとき〕法がこの安全の保障を与えるのです。機械の相のもとで思考によって他のあらゆる思考、生活領域においてやり遂げようとしたこと、つまり生活の安全保障を法によってやり遂げることができるのです。ここで心配されるのは、誤った判決が下された場合、つまり、法の内に動揺（Unsicherheit）が生じた場合です。他のあらゆる機械の領域にあっては故障という出来事は考えられるだけでなく、実際に起こりますし、高度に複雑な機械にあっては、頻度はもっとも高く、その影響も大きいのです。このことは、最も速い加速機械であるロケットや、最大のエネルギーの加速機械である核エネルギーについて、私達が見たことです。それでは、法の場合はどうなっているでしょうか。そもそも法機械と高度に複雑な機械技術とを比較することができるのでしょうか。

四、法は、良く秩序づけられ、内部で単純な法律から憲法にいたるまで互いに根拠づけられているように思えても、今日では複雑にいり組んでおります。複雑にいり組んでいるために、全体を見渡すことがほとんどできません。まさしくこのような場合に、機械のエキスパートシステムが役立つことになります。専門家でも全体を見通すことができないからです。それでは機械は、誤った判断〔誤審〕を防ぐことができるでしょうか。機械は、執拗に絶えず法の構造の中に顕われてくる誤った法律、長らく不平等法と呼び習わされてきたものを防ぐことができるのでしょうか。法の安全は、保障されているのでしょうか。

法にかかわる判決がコンピューターの助けを借りているにもかかわらず、法制化がいよいよ多くの権利請求と、それに対応する法律とを産み出していくのみならず、まさに法のうちに無知を産みだし、それが不法〔不公平〕にまで至ることもある、ということを認めざるをえません。国民は、立法にあたって、それがどのような法律であるか、多少なりとも知っていなければならない、ということが古来の法の原則ですが、このことはほとんど通用しなくなっております。法においても、他のあらゆる知の形式におけると同様に、知識が分化しております。分業〔作業の分担〕、知識の分化、法の分化は、相通じるものです。それは、マルクス主義の議論に従うまでもなく、法の疎外といってよいでしょう。そういう訳で、法制化は結局非法化（Entrechtlichung）、或はマルクスによれば、法の疎外へと至る

のです。非法化は、己の法〔権利〕を知るものがほとんどいない、ということに因るのです。従って法制化とともに非法化が始まる、言い換えれば法の安全保障が高まるのではなく、法のうちで法の安全を揺るがすことになるのです。

かくして極論するならば、法は安全を保障するのではなく、いっそう動揺させるものであるということができます。間違った法律、不法な法律が現われる可能性がいよいよ高まるように思われます。このことは、法の作動についてゆくことのできない一般の人にでなく、むしろまさに法のエキスパート、最高審の判事が技術水準や経済的な見地からの要求の正当性といったものを基準として判決を下すときに起こるのです。このような判決は、確実な論拠がなく、結局何等の安全も保障しないのです。自分の立場さえも分からないのです。法は経済や技術の水準に立っていますが、その水準なるものが同様に混乱しているのです。法は、もっとも優れた仕方で規定しようとしながら、今や無規定〔で混乱した〕権利請求となってしまうのです。我々が経験するのは結局、法の無規定性であり、そのことはまさに一般条項において認められるのです。これはどういうことなのでしょうか。

機械の相のもとにある法が規範化し、根拠付け、定義し、安全を保障するようなことがなく、ここにいたって逆に根拠付を

うまくできない、さらにはまったくできず、法によってではなく、経済や技術によって規範化を行なう、つまり技術とその機械の水準とによって規定されているというならば、本論のテーゼはすべて覆されてしまうのではないでしょうか。法がただ機械や経済の法だけに従い、そのようにして機械の相のもとで思考するならば、人間に対して、すなわち世界に対してそれ以上のものはないような最大の不法に至るのです。技術が、機械の原理を信頼性の原理であると主張しようとするならば、結局その複雑に入り組んだ機械の中に信頼性を破るものを内包していることが認められます。GAU、想定可能な最大の事故（der größtanzunehmende Unfall）、という言葉がありますが、これは想定可能な最大の不信頼性、ということもできます。法にあっても、機械の原理に従う限りは想定しなければならないGAU、つまり想定可能な最大の不法（das größtanzunehmende Unrecht）というものがあることになります。このような想定をしなくてはならないのは、次の二通りの場合です。第一に、法がただ経済と技術とにおける機械というあり方に応えて、その水準と作動の方向とに合わせようとする場合、第二に、法にあっては誓って他の領域よりもさらに安全が保障されていると主張する場合です。しかし人間の生は本質的に不安定なものであると悟らねばなりません。そして、技術や経済の場合のよう

に、人間が信頼性や安全保障に身を捧げてしまうときに、破綻へと至るのだということを悟らなければなりません。まさにそのために、高度に複雑に入り組んだ交通技術やエネルギー技術などの機械技術にあっては、不信頼性が計画の中に予定され、組み込まれ、定義され、かくして根拠付けられているのです。それは、まさに信頼性が達成できないところで信頼性を持ちこたえようとするためです。複雑に入り組んだ機械は、結局のところ信頼がおけないのです。そのようなことの起こる蓋然性はごくわずかであるとしても、正確に〔その蓋然性で起こるということを〕示すことができるのです。

凡例

（　）内は、著者の補足、又は原語。

［　］内は、訳者の言い換え。

｛　｝内は、訳者の補足。

註

一、労働機械と情報機械との区別がいかに疑わしいものであるかは、ヘーゲルに即して検討することができます。これについては、Arno Baruzzi, *Mensch und Maschine. Das Denken sub specie machinae.* München 1973（ベルッツィ『人間と機械。機械の相のもとでの思考』）S. 70 ff. Reproduktion und Produktion von Wirklichkeit の章参照。

二、この「関係性のシステム」という表現は、例えばロムバッハの構造存在論にも見出されますが、私は以前に、これをライプニッツに於ける人工の機械と自然の機械という問題を示すために用いております。*Mensch und Maschine*, S. 61 ff, Künstliche und natürliche Maschinen (Leibniz) の節参照。

三、"Machbarkeit"（実現可能性）という翻訳困難な言葉は、包括的な辞典『ヴァーリッヒ』のブロックハウス社刊新版にも載っており、「作りうるという性質、実現できるということ」と説明されております。この後の方の、「実現できるということ」という意味は、私の語法にも込められているといって差し支えないでしょう。私はこの表現を、さまざまに使ってきました。まず「人間と機械」の関係を表わすために使ったのですが、そこでは「実現可能性の原理」という言い方をしております。機械の相のもとでの思考とは、実現可能性と機械を見据え、〔それに従う〕思考のことです。機械は初めは動力機械、後ではサイバネティクス機械となるのです。機械の相のもとでの思考は実現可能性〔というあり方、考え方〕の現われなのです。本論で機討したいことは、機械の相のもとでの法〔というあり方〕が、結局実現可能性〔というあり方〕こそが正しい（Recht）という立場を押うしつけるのではないか、ということです。

四、Arno Baruzzi, *Alternative Lebensform?* Freiburg/München 1985（ベルッツィ『もう一つの生き方』邦訳近刊）I. Autonomie und Effizienz, II. Der Grundsatz für Machbariket, S. 18 ff.

五、Thomas Hobbes, *De corpore*（『物体論』）P. I, Kap. 1, Sekt. 8.

六、Ibid. S. 21. および *Mensch und Maschine*, S. 66.

七、「法制化」という言葉は、二様に解することができます。あるいは、互いに入り組んだ二つの視角に注目しなければなりません。「法制化」にはまず言葉通り、生活の諸関係が法によって規定され、政治機関の力が増す、という意味があります。ここからさらに進んで法制化を批判的に官僚化、世界管理、自由な個人の生活形式を犠牲にした政治機関の権力拡大、と理解することがあります。以下では、この批判的な理解には立ち入らずに、法制化の問題を機械の相のもとでの思考との連関で反省することに努めることにします。

八、一九七一―七二年冬学期に行ない、一九七三年に出版された連続共同講義 *EDV und Recht. Möglichkeit und Probleme*（『データ処理と法。可能性と諸問題』）, hrg. von Arthur Kaufmann, Berlin 1973 を参照していただきたいと思います。私はちょうど同じ冬学期に「機械の相のもとでの思考」によってミューンヘンで教授資格を得ております。その後で出版社から『人と機械。機械の相のもとでの思考』という標題にするよう勧められたのです。そのときの連続講義のうちで典型的と思われるものを選ぶなら、Fritjof Haft, "Juristische Dokumentation mit Computern ― Entwicklungsstand, Probleme und künftige Möglichkeiten"（「コンピューターによる法文書。展題の現状、諸問題および将来の可能性」）という論文です。著者は、講義録に付した序で、連続講義から出版へと至る二年の間に急速な展開があったことを指摘しております。著者はその結びで、新しい、コンピューターの助けを借りた訴訟手続よりも、法を個々の「価値決定」や「社会全体」のために「最上の仕方で整備することができる」(S. 134) という展望と希望とを述べております。ハフトはここでまだ、このような展開を「人はユートピアであると考えるかもしれない」(ibid.) という意見を述べており、その後十年経っても、法の決定的な進歩が達成されるということを疑っておりません。ユートピアはいまや未来のスローガンになるのです。「個々の法手続における正義だけでなく、全社会的な正義も、未来のスローガンである」(Fritjof Haft, "Recht und Sprache"（「法と言語」）in : A. Kaufmann, W. Hassemer (Hrg.), *Einführung in Rechtsphilosophie und Rechtstheorie der Gegenwart*（『現代法哲学・法理論入門』）, 4. völlig neu bearbeitete Aufl., Heidelberg 1985, S. 231)。

九、この点は、もっと詳細に解釈することもできましょう。大切なのは、近代の法 (Recht) 理解は、本質的に請求権 (Recht als Anspruch) であるというテーゼを広範囲に亙って証明することなのです。私はここで過去の、具体的にはトーマス・ホッブスの立場を指摘するに留めておきます。ホッブスは法（権利）(Recht) と法律（法則）(Gesetz) とを区別するのですが、その場合自然法 (Naturrecht) と自然法則 (Naturgesetz) とに区別しているのは、特に一考に価します。ホッブスは、自然法をあらゆるものに対する権利であると解します。これはすべてを包括する、恐るべき請求権なのです。ホッブスによれば、これこそ自然から人間に与えられた権利 (Recht) であり、私達も、これこそ本来の人権 (Menschenrecht) である、とすることもできるのです。しかしホッブスはこれだけで済ますことができません。そのような権利法は人間の生活の諸関係を調整する役に立たないために、自覚的に、人間の理性の力を借りて自然法則を自然権に対立させます。自然法則は一方では自然権を制限し、統制するものでありますが、他方では結局人間の自然権に

よって〈摂取できずに〉残ってしまった残余財産〈をも自然法という名目で位置づけ、摂取してしまおうとする〉請求権に過ぎないのです。人間にはすべてのものに対する権利はありません。しかし人間はできる限り多く請求すべきであり、また請求することができるのです。そのためには人間は国家を法治国家として整備しなければなりません。法治国家は、当時レヴァイアサンの国家として始まったのであり、それは人民のための国家、それゆえ民主主義の一形態と呼んでよいものであります。レヴァイアサンの国家は人民による支配ではないとしても、少なくとも人民のための支配なのです。ホッブスの場合重要なのは、法を請求権として理解し、貫徹しようとする最初にしておそらくは最大の試みであるということです。そこでは、人間を圧倒する自然の側からなされる権利要求が、人間の側から成し遂げるべき、人為による権利要求へと転化されるのですが、その場合の人為とは、法律と立法を行なう国家のことなのです。*Mensch und Maschine*, S. 141 ff 参照。

一〇、存在についてあらゆる視野から問題にする古典的な根本文献は、アリストテレスのいわゆる『形而上学』です。

一一、カントはこの問いを『論理学』で提示します。まるでカント以前にはこのような問いは考えもつかなかったものであるようです。カントと共に、そしてカント以来この問いは長い間、そしておそらく今日まで（構造主義とシステム理論とは一応除くとして）も哲学の中心問題となっています。Kant, *Logik*, in: Werke, hrg. von W. Weischedel, Bd. III, Darmstadt 1966, S. 448 参照。

一二、Thomas von Aquin, *Summa theologica*（『神学大全』）I–II, qu. 90–108（それまでの自然法についての体系的叙述）参照。II, qu. 57 では法を永遠法、自然法、人間法に三分しています。この理性から得られた分類は、啓示に与えられて顕わになる分類、すなわちユダヤ教の啓示における神法とキリスト教の啓示における神法という分類に対置されます。

一三、「永遠法」は〈ここで言われるような〉問題を把握するものとしてはストアに由来する概念です。ローマの哲学、殊にキケロにあっても、永遠法という概念は一定の役割を果たしており、更にアウグスティヌスのキリスト教哲学で重要なものとなります。トマス・アキナスにおいても同様、頻繁に、そして重要なところで用いられております。lex aeterna（永遠法）がまさしく、請求権としての自然法理解の一つの対極をなしているということは、最近の "Wilhelm Korff, Der Rückgriff auf die Natur. Eine Rekonstruktion der thomasischen Lehre vom natürlichen Gesetz"（「自然への還帰。トマスの自然法律論」）、in: *Philosophisches Jahrbuch*, 94. Jg, Heft II, 1987, S. 285 ff の考察によって明らかであります。

一四、現代の議論では、ここに言及した jus と lex、jus divinum と jus humanum 等の差異が再三問題になっておりますが、この点について包括的に整理した Christoph Schefold, "Kritik 'des Naturrechts' oder Tradition der lex naturalis. Ein Rückblick auf neuere Versuche der Aufhebung naturrechtlichen Denkens"（『自然権』批判、または自然法の伝統。自然法的思考を止揚せんとする最近の試みの回顧）を参照ください。この論文は *Philosophisches Jahrbuch*, Jg. 1988 に二部に分けて春号と秋号とに掲載される予定です。

一五、Hegel, *Rechtsphilosophie*（『法哲学』）、Frankfurter Th-

eorie-Ausgabe, Werke, Bd. VII, S. 16.

一六) ここでは特に次の論文を参照願います。Ingeborg Maus, Verrechtlichung, Entrechtlichung und der Funktionswandel von Institutionen (「法制化・非法化と諸機関の職務機能の変転」) in: dito, *Rechtstheorie und politische Theorie im Industriekapitalismus* (『産業資本主義における法理論と政治理論』) München 1986, S. 277 ff. この論文でも三つの視角を区別しております。すなわち、法制化を「規範の集合(『規制の現在量』)、および法的に規制された空間が規制の及ばぬ空間を侵しながら増大してゆくこと(『規制の密度』)に関して、また法制化の質的な側面としては、法の実体を個々の構成要件へと分解する過程が進行することによって、規範が一層細分化・専門化すること(『規制の深化』)」(S. 278) として区別しております。この論文で同時に注目すべきなのは、ハーバーマスと批判的に対決していることです(S. 300 ff)。

一七) Hegel, *Rechtsphiloshphie*, §4参照。

一八) Niklas Luhmann, *Ausdifferenzierung des Rechts. Beiträge zur Rechtssoziologie und Rechtstheorie* (『法の細分化。法社会学・法理論論文集』) Frankfurt 1981 参照。

一九) Arno Baruzzi, *Europäisches "Menschenbild" und das Grundgesetz für die Bundesrepublik Deutschland* (『ヨーロッパの「人間像」と西ドイツ基本法』) Freiburg/München 1979, S. 63 ff ; S. 104 ff 参照。

一〇) Frithof Haft 前掲書参照。

一一) Platon, *Nomoi* (『法律』) 特にステファヌス八七五参照。

一二) まさにこの「技術の現状」ないし「企業の運営能力」及びこれに類する表現を多く含んでいる該当判決は、繰返し引用されています。これに関して、特に厳格に扱っているものを代表して Ingeborg Maus 前掲書を参照ください。

一三) 同じく Ingeborg Maus 前掲書、S. 281 f 参照。

Peter Häberle, Öffentliches Interesse als juristisches Problem. Eine Analyse von Gesetzgebung und Rechtsprechung, Bad Homburg 1970

Michael Stolleis, Gemeinwohlformeln im nationalsozialistischen Recht, Berlin 1974.

Mehdi Tohipidur, Hrg., Verfassung, Verfassungsgerichtsbarkeit, Politik, Frankfurt/M. 1976.

Heiner Geissler, Hrg., Verwaltete Bürger-Gesellschaft in Fesseln, Berin/Wien 1978.

Lothar H. Fohmann, Konkurrenzen und kollisionen im Verfassungsrecht. Studie zur Operationalisierung spezifischer Rechtsanwendungsmethoden und zur Konstruktion einer rechtsorientierten Argumentationstheorie. Erster Teil einer analytischen Theorie der Rechtsanweisung, in: Schriften zum öffentlichen Recht, Band. 352, Berlin 1978

Hans-Jochen Vogel, Zur Diskussion der Normenflut, in: Juristenzeitung 1979, 321 ff.

Erhard Blankenburg / Klaus Lenk, Hrg., Organisation und Recht. Organisatorische Bedingungen des Gesetzesvollzuges. Jahrbuch für Soziologie und Rechtstheorie, Bd. 7,

Opladen 1980.

Spirus Simitis, Gesetzesflut—Gesetzesperfektionisums. Sitzungsbericht qu zum 53. Deutschen Juristentag, München 1980, qu 35 ff.

Helmut Simon, Gesetzesflut—Gesetzesperfektionismus. Sitzungsbericht qu zum 53. Deutschen Juristentag, München 1980, qu 28 ff (qu 32)

Rüdiger Voigt, Hrg., Verrechrlichung. Analysen zu Funktion und Wirkung von Parlamentarisierung, Bürokratisierung und Justizialisierung sozialer, politischer und ökonomischer Prozesse. Köniqstein/Ts. 1980.

Jürgen Habermas, Theorie kommunikativen Handelns, Bd. 2, Frankfurt/M. 1981

Niklas Luhmann, Ausdifferenzierung des Rechts. Beiträge zur Rchtsoziologie und Rechtstheorie, Frankfurt/M. 1981

Mancur Olson. Rise and Decline of Nations, New Haven/London 1982

Niklas Luhmann, Rechtssoziologie, 2. Aufl., Opladen 1983

Rüdiger Voigt, Hrg., Abschied von Recht? Frankfurt/M. 1983

Friedrich Kübler, Hrg., Verrechtlichung von Wirtschaft, Arbeit und sozialer Solidarität, Frankfurt/M. 1985.

Ingeborg Maus, Rechtstheorie und politische Theorie im Industriekapitalismus, München 1986, S. 277 ff

Rüdiger Voigt, Recht als Instrument der Politik, Opladen 1987.

Werner Maihofer / Helmut Schelsky, Hrg., Jahrbuch für Rechtssoziologie und Rechtstheorie, Bd. 9, Opladen